

## 有効期限 7/31まで

▼問い合わせ 健康長寿課医療給付係  
(さわやかハウス内 019-611-2823)資格確認書または資格情報のお知らせ  
医療費助成受給者証の更新について

## 7月下旬に資格確認書などを本人や世帯主宛てに郵送します

国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、医療費助成受給者証の更新時期が間近です。7月下旬に本人や世帯主に郵送しますので、内容をご確認ください。

今回お手元に届く新しい資格確認書は、最長で令和9年7月31日まで有効です。詳細は更新時に同封するお知らせをご覧ください。  
※同日までに後期高齢者医療制度に移行する方などは有効期限が異なる場合があります。

## ▼マイナンバーカードについて未取得または健康保険証の利用登録をしていない国保の方

国保加入者としての資格情報を記載した「資格確認書（カード型）」を交付します。※資格確認書は今回からオレンジ色に変更となります。

## ▼85歳以上の後期高齢者医療被保険者の方

マイナ保険証の有無に関わらず、全員に資格確認書を交付します。

## ▼マイナ保険証をお持ちの国保の方

被保険者の資格情報を記載した「資格情報のお知らせ（A4型）」を交付します。

## ▼84歳以下の後期高齢者医療被保険者の方

マイナ保険証の利用登録をしていない、またはマイナ保険証の利用登録をしており、資格確認書の交付を希望している方のみ資格確認書を交付します。それ以外の方については資格情報のお知らせが届きます。

※マイナ保険証での受診が難しい場合は、申請手続きにより資格確認書を交付しますので、お問い合わせください。

## ▼医療費助成受給者証

子ども、ひとり親家庭、重度心身障がい者、寡婦の各受給者で、審査の結果、認定継続となる方に受給者証（はがき）を送付します。※「地方税関係情報取得に係る同意書」の提出が必要な場合があります。

※マイナ保険証とは

健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのこと。

限度額適用認定証  
減額認定証をお持ちの方へ

## ●国民健康保険

申請不要 ・マイナ保険証をお持ちの方\*  
・所得区分が「現役並み所得者3」または「一般」に該当する方\*

申請必要 ・所得区分が「住民税非課税世帯」または「現役並み所得者1・2」に該当する方

※オンライン資格確認システムを導入していない医療機関などに掛かる場合は、医療機関などへ限度額適用認定証を提示する必要があります。そのため上記「申請不要」に当てはまる方も、引き続き申請手続きが必要です。

## ●後期高齢者医療【更新の申請は不要】

限度額適用認定証をお持ちだった方は、資格確認書に併記としています。記載を希望される場合は、手続きが必要です。

7月1日国民安全の日  
住宅防火いのちを守る10のポイント

## ●4つの習慣

- ①寝たばこは、絶対にしない、させない
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない
- ④コンセントは埃を清掃し、不必要なプラグは抜く

盛岡南消防署矢巾分署では、初期消火などの消防訓練の受付を随時行っています。問い合わせは盛岡南消防署矢巾分署(019-697-0119)へ。

## ●6つの対策

- ①【発生防止】ストーブやこんろなどは安全装置がある機器を使用
- ②【早期発見】住宅用火災警報器を定期的に点検、10年を目安に交換
- ③【拡大防止】部屋を整理整頓し、寝具、衣類、カーテンは防災品を使用
- ④火を小さいうちに消すため、消火器などを設置し、使い方を確認
- ⑤お年寄りや体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保
- ⑥防火防災訓練の参加、戸別訪問など、地域ぐるみの防火対策を行う